

幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例						改 正 条 例					
○幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例 (平成9年3月28日 条例第5号)						○幕別町地区計画区域内建築物の制限に関する条例 (平成9年3月28日 条例第5号)					
第1条～第4条 略						第1条～第4条 略					
(建築物の外壁等の中心線の位置)						(建築物の外壁等の中心線の位置)					
第5条 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の中心線から敷地境界線(隅切部分は除く。)までの距離(以下「後退距離」という。)は、別表2の計画地区に応じた同表ウ欄に掲げる数値(以下「限度数値」という。)以上でなければならない。ただし、附属建築物で物置その他これに類する用途に供し、軒高2.3メートル以下のもので、かつ、外壁等の後退距離が限度数値に満たない距離にある部分の床面積が5平方メートル以内のものはこの限りでない。						第5条 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の中心線から敷地境界線等(隅切部分は除く。)までの距離は、別表2の計画地区に応じた同表ウ欄のとおりとする。					
第5条の2～第10条 略						第5条の2～第10条 略					
別表1 略						別表1 略					
別表2						別表2					
		ア	イ	ウ	エ			ア	イ	ウ	エ
地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	建築してはならない建築物	建築物の 敷地面積 の最低限 度	建築物の 外壁等の 後退距離 の最低限 度	建築物等 の高さの 最高限度	地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	建築してはならない建築物	建築物の 敷地面積 の最低限 度	外壁等の 中心線か ら敷地境 界線等ま での距離	建築物等 の高さの 最高限度
札内春日	低層専用	次の各号に掲げる建築物以外	200平方メ	1メート		札内春日	低層専用	次の各号に掲げる建築物以外	200平方メ	敷地境界	

現 行 条 例					改 正 条 例					
町北地区 地区整備 計画区域	住宅地区	のもの (1) 住宅 (2) 法施行令第130条の3に 規定する住宅（以下「兼用 住宅」という。）のうち、 同条第3号、第6号及び第 7号の一に掲げる用途を兼 ねるもの (3) 前各号からなる2戸の長 屋及び2戸の共同住宅 (4) 前各号の建築物に附属す るもの	一トル	ル		町北地区 地区整備 計画区域	住宅地区	のもの (1) 住宅 (2) 法施行令第130条の3に 規定する住宅（以下「兼用 住宅」という。）のうち、 同条第3号、第6号及び第 7号の一に掲げる用途を兼 ねるもの (3) 前各号からなる2戸の長 屋及び2戸の共同住宅 (4) 前各号の建築物に附属す るもの	一トル	線（隅切 部分は除 く。）か ら外壁等 の中心線 までの距 離の最低 限度は1 mとす る。ただ し、車 庫、物置
札幌内桂町 西地区地 区整備計 画区域	低層一般 住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外 のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅のうち、法施行 令第130条の3第3号、第 6号及び第7号の一に掲げ る用途を兼ねるもの (3) 前各号からなる長屋、共 同住宅 (4) 前各号の建築物に附属す るもの	200平方メ 一トル	1メート ル		札幌内桂町 西地区地 区整備計 画区域	低層一般 住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外 のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅のうち、法施行 令第130条の3第3号、第 6号及び第7号の一に掲げ る用途を兼ねるもの (3) 前各号からなる長屋、共 同住宅 (4) 前各号の建築物に附属す るもの	200平方メ 一トル	その他こ れらに類 する用途 に供し、 軒の高さ が2.3m以 下である 場合は、 この限り でない。
	一般住宅 地区	次に掲げる建築物以外のもの 法別表第二（い）、（ろ）及 び（は）欄に掲げるもの	200平方メ 一トル	1メート ル			一般住宅 地区	次に掲げる建築物以外のもの 法別表第二（い）、（ろ）及 び（は）欄に掲げるもの	200平方メ 一トル	
札幌内北町 北地区地 区整備計 画区域	低層専用 住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外 のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅のうち、法施行	200平方メ 一トル	1メート ル		札幌内北町 北地区地 区整備計 画区域	低層専用 住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外 のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅のうち、法施行	200平方メ 一トル	

現 行 条 例						改 正 条 例					
		令第130条の3第3号、第6号及び第7号の一に掲げる用途を兼ねるもの (3) 前各号からなる2戸の長屋及び2戸の共同住宅 (4) 前各号の建築物に附属するもの						令第130条の3第3号、第6号及び第7号の一に掲げる用途を兼ねるもの (3) 前各号からなる2戸の長屋及び2戸の共同住宅 (4) 前各号の建築物に附属するもの			
札幌市 北地区 地区整備 計画区域	低層専用 住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅のうち、法施行令第130条の3第3号、第6号及び第7号の一に掲げる用途を兼ねるもの (3) 前各号からなる2戸の長屋及び2戸の共同住宅 (4) 前各号の建築物に附属するもの	200平方メートル	1メートル		札幌市 北地区 地区整備 計画区域	低層専用 住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅のうち、法施行令第130条の3第3号、第6号及び第7号の一に掲げる用途を兼ねるもの (3) 前各号からなる2戸の長屋及び2戸の共同住宅 (4) 前各号の建築物に附属するもの	200平方メートル		
札幌市 南地区 地区整備 計画区域	低層専用 住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅のうち、法施行令第130条の3第3号、第6号及び第7号の一に掲げる用途を兼ねるもの (3) 前各号からなる2戸の長屋及び2戸の共同住宅 (4) 前各号の建築物に附属するもの	200平方メートル	1メートル		札幌市 南地区 地区整備 計画区域	低層専用 住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅のうち、法施行令第130条の3第3号、第6号及び第7号の一に掲げる用途を兼ねるもの (3) 前各号からなる2戸の長屋及び2戸の共同住宅 (4) 前各号の建築物に附属するもの	200平方メートル		
	低層一般	次の各号に掲げる建築物以外		1メートル			低層一般	次の各号に掲げる建築物以外			

現 行 条 例					改 正 条 例					
	住宅地区	のもの (1) 共同住宅 (2) 前号の建築物に附属するもの		ル			住宅地区	のもの (1) 共同住宅 (2) 前号の建築物に附属するもの		
	沿道サービス地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅 (3) 共同住宅 (4) 店舗（床面積が、1,500平方メートルを超えるものを除く。） (5) 事務所（床面積が、1,500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く。） (6) 郵便局（床面積が、500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く。） (7) 診療所 (8) 病院	200平方メートル	1メートル			沿道サービス地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅 (3) 共同住宅 (4) 店舗（床面積が、1,500平方メートルを超えるものを除く。） (5) 事務所（床面積が、1,500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く。） (6) 郵便局（床面積が、500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く。） (7) 診療所 (8) 病院	200平方メートル	
札内あかしや町北地区地区整備計画区域	業務施設地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険施設 (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく老人福祉施設及び児童福祉法		6メートル	15メートル	札内あかしや町北地区地区整備計画区域	共生型業務居住地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童更生施設その他これに類するもの	1	外壁等の中心線から隣地境界線までの距離の最低限

現 行 条 例					改 正 条 例						
		(昭和22年法律第164号)に基づく児童福祉施設 (3) 病院及び診療所 (4) 店舗 (床面積が500平方メートルを超えるものを除く。) (5) 上記に係る事務所 (6) 前各号の建築物に附属するもの						(3) 病院及び診療所 (4) 店舗 (床面積が500平方メートルを超えるものを除く。) (5) 公衆浴場 (6) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (7) 上記に係る事務所 (8) 集会場 (9) 住宅 (10) 共同住宅・寄宿舎 (11) 長屋 (12) 前各号の建築物に附属するもの		度については、高さが10m以下の建築物は1m、高さが10mを超える建築物は6mとする。ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下である場合は、この限りでない。	
	沿道サービス地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 介護保険法に基づく介護保険施設 (2) 老人福祉法に基づく老人福祉施設及び児童福祉法に基づく児童福祉施設 (3) 店舗 (床面積が1,500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く。) (4) 事務所 (床面積が1,500		1メートル	15メートル		共生型沿道サービス地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (2) 老人福祉センター、児童更生施設その他これに類するもの (3) 店舗 (床面積が1,500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く。) (4) 事務所 (床面積が1,500		15メートル	

現 行 条 例					改 正 条 例					
			<p>平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く。)</p> <p>(5) 郵便局（床面積が500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く。)</p> <p>(6) 病院及び診療所</p> <p>(7) 前各号の建築物に附属するもの</p>				<p>平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く。)</p> <p>(5) 郵便局（床面積が500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く。)</p> <p>(6) 公衆浴場</p> <p>(7) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>(8) 病院及び診療所</p> <p>(9) 集会場</p> <p>(10) 住宅</p> <p>(11) 共同住宅、寄宿舎</p> <p>(12) 長屋</p> <p>(13) 前各号の建築物に附属するもの</p>		<p>2 1の</p> <p>規定にかかわらず、<u>地区計画区域東側境界線</u>（以下「東側境界線」という。）の都市計画道路3・4・207札内南大通道路境界線から町道あかしや団地道路10号北側道路境界線までに</p> <p>ついて</p>	

現 行 条 例						改 正 条 例							
												は、外壁等の中心線から東側境界線までの距離の最低限度を高さ10m以下の建築物は4m、高さ10mを超える建築物の最低限度は6mとする。	
												3 外壁等の中心線から道路境界線(隅切部分は除く。	

現 行 条 例						改 正 条 例					
											<p>）までの距離の最低限度は1 mとする。ただし、車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下である場合は、この限りでない。</p>
<p>札幌文京町西地区地区整備計画区域</p>	<p>低層一般住宅地区</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅のうち、法施行令第130条の3第3号、第6号及び第7号の一に掲げる用途を兼ねるもの</p>	<p>200平方メートル</p>	<p>1メートル</p>		<p>札幌文京町西地区地区整備計画区域</p>	<p>低層一般住宅地区</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅のうち、法施行令第130条の3第3号、第6号及び第7号の一に掲げる用途を兼ねるもの</p>	<p>200平方メートル</p>	<p>外壁等の中心線から敷地境界線（隅切部分は除く。）までの距離</p>	

現 行 条 例					改 正 条 例				
		(3) 共同住宅 (4) 前各号の建築物に附属するもの					(3) 共同住宅 (4) 前各号の建築物に附属するもの		離の最低 限度は1 mとす る。ただ し、附属 建築物で 車庫、物 置その他 これらに 類する用 途に供 し、軒の 高さが2.3 m以下 で、かつ、床面 積から5 平方メー トル以内 である場 合はこの 限りでな い。
札内北栄 地区地区 整備計画 区域	低層一般 住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外 のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅のうち、法施行 令第130条の3第3号及び 第6号の一に掲げる用途を 兼ねるもの	200平方メ ートル	1メート ル	札内北栄 地区地区 整備計画 区域	低層一般 住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外 のもの (1) 住宅 (2) 兼用住宅のうち、法施行 令第130条の3第3号及び 第6号の一に掲げる用途を 兼ねるもの	200平方メ ートル	建築物の 外壁（建 築物本体 に接続す る車庫、 物置、出 窓等を含

現 行 条 例					改 正 条 例					
		(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く）、図書館その他これらに類するもの (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 老人ホーム、保育所その他これらに類するもの (7) 公衆浴場（個室付浴場業を除く） (8) 診療所 (9) 法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 (10) 前各号の建築物に附属するもの					(3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く）、図書館その他これらに類するもの (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 老人ホーム、保育所その他これらに類するもの (7) 公衆浴場（個室付浴場業を除く） (8) 診療所 (9) 法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物 (10) 前各号の建築物に附属するもの			む）又はこれに代わる柱の中心線から敷地境界線（隅切部分は除く。）までの距離の最低限度は1mとする。ただし、附属建築物で車庫、物置その他これらに
低層利便施設地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの	200平方メートル	1メートル	10メートル	低層利便施設地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの	200平方メートル	10メートル	類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、外壁の後退距離内にある床面積が5平方メートル	
	(1) 住宅 (2) 兼用住宅 (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 学校、図書館その他これらに類するもの (5) 老人ホーム、保育所その他これらに類するもの (6) 病院及び診療所 (7) 老人福祉センター、児童					(1) 住宅 (2) 兼用住宅 (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 学校、図書館その他これらに類するもの (5) 老人ホーム、保育所その他これらに類するもの (6) 病院及び診療所 (7) 老人福祉センター、児童				

現 行 条 例					改 正 条 例					
		<u>厚生施設その他これらに類するもの</u> (8) <u>店舗、飲食店、その他これらに類する用途に供するもの（床面積が1,500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く）</u> (9) <u>事務所（床面積が1,500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く）</u> (10) <u>法施行令第130条の5の4に規定する公益上必要な建築物</u> (11) <u>前各号の建築物に附属するもの（法施行令第130条の5の5に規定するものを除く）</u>					<u>厚生施設その他これらに類するもの</u> (8) <u>店舗、飲食店、その他これらに類する用途に供するもの（床面積が1,500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く）</u> (9) <u>事務所（床面積が1,500平方メートルを超えるもの及び3階以上のものを除く）</u> (10) <u>法施行令第130条の5の4に規定する公益上必要な建築物</u> (11) <u>前各号の建築物に附属するもの（法施行令第130条の5の5に規定するものを除く）</u>		以内である場合はこの限りでない。	

幕別町地区計画区域内建物の制限に関する条例の一部を改正する条例の概要

項 目	改 正 内 容	適用年月日等
<p>札内あかしゃ町北地区</p>	<p>1 地区計画変更の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 札内あかしゃ町北地区の地区計画は、平成11年5月に当初の計画決定を行い、介護老人保健施設、特別養護老人ホームの他、診療所、リハビリセンター、託児施設など、医療や介護、福祉業務の施設誘導地区として位置付けされた地区である。 ・ 平成12年の介護保険法施行後、現在までに数度の法改正が行われ、施設サービスに加えて介護予防や居宅サービスなどが行われているが、同地区においては施設サービスを行う建物に立地が限定されており、介護予防や居宅サービスといった建物の立地が制限されている。 ・ 現在では、少子高齢化の進展や単身高齢者の増加に伴い介護サービスの充実が求められており、高齢者、障がい者、子どもなど地域住民が世代や立場を超えてつながり、住み慣れた地域での生活が続けられるよう、互いに支えあう地域共生社会の実現を目指すため、今回の変更により立地制限されていた建物用途の拡大と、居住系用途を追加するなど、医療や介護、福祉業務の施設誘導地区として更なる充実を図るものである。 ・ また、併せて計画地区の名称についても「共生型業務居住地区」、「共生型沿道サービス地区」へと変更するものである。 <p>2 建築可能な建物用途の追加</p> <p>【現行規定で建築可能な建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護保険法に基づく介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養施設） ・ 老人福祉法に基づく老人福祉施設（老人デイサービスセンター、養護老人ホーム等） ・ 児童福祉法に基づく児童福祉施設（児童養護施設、保育所等） <p>【改正により建築可能となる建物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防施設、介護居宅サービス事業所、訪問サービス事業所などの施設 ・ 地域コミュニティの形成と高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることを可能とするための居住系施設（住宅、共同住宅、寄宿舎、長屋） ・ 地域住民が集い交流できる施設（公衆浴場、集会場、学習塾・華道教室・囲碁教室その他これらに類する施設（小規模運動施設等）） 	<p>帯広圏都市計画地区計画の決定の告示の日から施行</p>
<p>第5条関係</p>	<p>1 「外壁等の中心線から敷地境界線等までの距離」（以下「後退距離」という。）に関する規定の整理</p> <p>(1) 札内あかしゃ町北地区</p> <p>【現行規定】・・・一律6mと規定</p> <p>【改正後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ10m以下の建築物の後退距離の最低限度は1m、10m以上は現行規定と同様に6mと規定 ・ 地区計画区域の東側に隣接する既存住宅地に対しては、高さ10m以下の建物であっても後退距離の最低限度は4m、10m以上の建物は現行規定と同様に6mと規定 ・ 道路境界線までの距離の最低限度を1mと規定 	

(2) 札内あかしや町北地区を除く7地区

- ・ 現行規定を別表2のウ欄において地区別に規定